

函館市宿泊税 Q & A

令和8年3月
函館市

目次

1 宿泊税について

- Q 1 宿泊税とはどのような税金ですか。 1
- Q 2 なぜ宿泊税を導入するのでしょうか。 1
- Q 3 なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。 1
- Q 4 宿泊の定義を教えてください。 1
- Q 5 函館市宿泊税条例の施行時期はいつになりますか。 1
- Q 6 函館市宿泊税条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も課税になりますか。 . . . 1
- Q 7 宿泊税の税率はいくらですか。 2
- Q 8 制度を見直すことはないのですか。 2
- Q 9 宿泊料金が低額な場合、負担感が大きいため、免税点を設けるべきではないですか。 . . . 2
- Q 10 函館市民も課税されるのですか。 2
- Q 11 宿泊税はどのようにして支払うのですか。 2

2 課税対象について

- Q 1 幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか。 3
- Q 2 個人で民泊を経営している者ですが、民泊で宿泊される方も課税対象ですか。 3
- Q 3 長期滞在の場合でも課税対象となりますか。 3
- Q 4 観光目的でない宿泊でも課税対象となりますか。 3
- Q 5 宿泊料金が発生しない場合でも、宿泊税はかかりますか。 3
- Q 6 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）は課税対象ですか。 4
- Q 7 自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。 4
- Q 8 休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。 4
- Q 9 部屋ごとに料金を徴収していますが、どのようにして徴収したらよいですか。 4
- Q 10 延長料金がかかる場合は、どのような取扱いとなりますか。 4
- Q 11 1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金はどうなりますか。 5
- Q 12 シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか。 5
- Q 13 公営施設も課税対象ですか。また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象ですか。 5
- Q 14 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たり宿泊税が課されますか。 5
- Q 15 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児、幼児にも宿泊税は課税されますか。 6

- Q16 カプセルホテルも課税対象ですか。 6
- Q17 ビジネスホテルの駐車場の一角でRVパークを運営していますが、宿泊税は課税されま
すか 6
- Q18 宿泊料金には何が含まれますか。 6
- Q19 無料の食事が付いている場合、宿泊料金はどのようになりますか。 7
- Q20 食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどのようになりますか。 7
- Q21 宿泊料としてではなく、施設利用料や入館料として料金を徴収している場合、宿泊税の課
税対象となりますか。 7
- Q22 避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。 . 7
- Q23 連泊の場合も課税されるのですか。 7
- Q24 連泊割引における宿泊料金の考え方はどのようになりますか。 7
- Q25 企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどのようになりますか。 8
- Q26 宿泊予約サイトに支払う手数料は宿泊料金に含まれますか。 8
- Q27 利用客室の変更（アップグレード）があった場合の宿泊料金はどのようになりますか。 8
- Q28 マンスリーマンションやウィークリーマンションは課税対象となりますか。 8
- Q29 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も課税対象となりますか。 8
- Q30 キャンセル料の取扱いを教えてください。 9
- Q31 ホールドルーム等、実際の宿泊を伴わない利用の場合はどのようになりますか。 9
- Q32 インターネットカフェも課税対象ですか。 9
- Q33 農村民泊は課税対象となりますか。 9
- Q34 子ども向けに布団の貸出をしています。幼児料金として布団の貸出料金を掲載していま
すが、課税対象となりますか。 9
- Q35 添寝の子どもについては、宿泊料金は徴収していませんが、入館料を徴収しています。宿
泊税の対象となりますか。なお、入館料は、子どもが宿泊する場合のみ発生します。 . . 9
- Q36 ペット（犬や猫）の宿泊は課税対象となりますか。 10
- Q37 外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどのようになりますか。 10

3 課税免除について

- Q 1 修学旅行その他学校行事等は課税対象ですか。 10
- Q 2 スポーツ大会または文化大会は課税対象ですか。 11
- Q 3 修学旅行その他学校行事等およびスポーツ大会等の引率者は課税対象ですか。 12
- Q 4 修学旅行その他学校行事等およびスポーツ大会等について、学校・保育所等から「修学旅
行等であることの証明書」の提出がないと課税免除とはならないのですか。 12
- Q 5 修学旅行その他学校行事等およびスポーツ大会等の事前準備（下見）は課税免除となりま
すか。 12
- Q 6 部活の合宿で宿泊する生徒等は、課税免除の対象ですか。 13

Q 7 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は課税免除となりますか。 13

4 宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者）向け

Q 1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。 13

Q 2 特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。 . 13

Q 3 保存すべき帳簿や書類はどういったものですか。 13

Q 4 現在、宿泊施設を経営しており、新たに別の宿泊施設の経営も始めようと思うのですが、
どのような手続きが必要ですか。 14

Q 5 旅館業法の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうしたらよいですか。
. 15

Q 6 旅館業（住宅宿泊事業）をやめようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。 . 15

Q 7 宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。 15

Q 8 各種申請書等はどこに提出すれば良いですか。 15

Q 9 宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。 15

Q 10 宿泊がない月でも申告が必要ですか。 16

Q 11 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。 16

Q 12 北海道と函館市にそれぞれ納入する必要があるのでしょうか。 16

Q 13 電子申告は可能ですか。 16

Q 14 宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えてください。 17

Q 15 宿泊者から徴収する方法について教えてください。 17

Q 16 旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。
. 17

Q 17 宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。 17

Q 18 収入印紙について、宿泊税の金額は除いた額で貼っていいですか。 17

Q 19 会計システム上、1人で利用しても領収書に一律2名と記載されるようになっていますが、
どうしたらよいですか。 17

Q 20 宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。事業者が説明するときには使えるような広
報物がありますか。 18

Q 21 外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。 18

Q 22 宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて
宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。 18

Q 23 民泊を営んでいます。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいので
しょうか。 18

Q 24 申告や納入が遅れたらどうなりますか。 18

Q 25 郵便等を利用して納入申告書を提出し、担当部局（函館市財務部税務室市民税担当法人・

諸税部門（宿泊税担当）への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。	18
Q26 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となるのか。	18
Q27 売り掛けの場合の宿泊税の申告納入は、どうすれば良いですか。	19
Q28 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金がありますか。	19
Q29 特別徴収義務者交付金相当額を差し引いて申告納入してはダメですか。	19
Q30 同じ敷地（建物）で複数の施設（部屋）を民泊施設として届け出ていますが、施設（部屋）毎の登録申請や申告が必要ですか。	19

5 旅行業関係者の方向け

Q 1 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。	20
---	----

1 宿泊税について

Q 1 宿泊税とはどのような税金ですか。
A 1 宿泊税は、ホテルや旅館、民泊などに宿泊する際に、宿泊者に対して課税される税で、条例に基づき用途や税率が定められている法定外目的税です。
Q 2 なぜ宿泊税を導入するのでしょうか。
A 2 函館市の宿泊税は、観光資源の魅力の向上および発信、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、導入するものです。
Q 3 なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。
A 3 令和元年に開催した函館市観光振興財源検討委員会において、観光の振興に関する施策を実施するための財源の在り方について、入域に対する課税、市内観光関連施設の利用時の課税、飲食やお土産等の購入への課税などの手法と比較検討した結果、税の制度として、できる限り簡素であり、一定規模の財源確保が見込まれる制度がふさわしく、観光振興策を中心とした行政サービスの恩恵に対する負担の観点や宿泊客の多くが観光客であることから、「宿泊行為に課税する宿泊税が望ましい。」と提言されたことを踏まえ、庁内議論を経て、財源確保策として「宿泊行為への課税」が妥当であると判断したことによります。
Q 4 宿泊の定義を教えてください。
A 4 「宿泊」とは、「寝具を使用して宿泊施設を利用すること」で、次の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。 (1) その利用行為が契約上宿泊としての取り扱いであるもの (2) (1) 以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
Q 5 函館市宿泊税条例の施行時期はいつになりますか。
A 5 令和8年4月1日から施行する予定です。 ※ 令和7年7月22日に函館市宿泊税新設の総務大臣同意を得ており、今後、函館市宿泊税条例の施行期日を定める規則にて規定する予定です。
Q 6 函館市宿泊税条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も課税になりますか。
A 6 函館市宿泊税条例の施行日前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が令和8年4月1日以後であれば、宿泊税が課税されます。

Q7 宿泊税の税率はいくらですか。

A7

函館市内の宿泊施設に宿泊した際、1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額が宿泊税として課税されます。

宿泊料金（1人1泊）	税率	内訳
2万円未満	200円	函館市税 100円、北海道税100円
2万円以上5万円未満	400円	函館市税 200円、北海道税200円
5万円以上10万円未満	1,000円	函館市税 500円、北海道税500円
10万円以上	2,500円	函館市税2,000円、北海道税500円

※ 北海道宿泊税についても函館市宿泊税とあわせて宿泊された宿泊施設へお支払いください。

Q8 制度を見直すことはないのですか。

A8

函館市宿泊税条例では、施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘察し、宿泊税に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。

Q9 宿泊料金が低額な場合、負担感が大きいため、免税点を設けるべきではないですか。

A9

宿泊者が函館市に滞在する間に受ける観光施策を中心とした行政サービスの受益は宿泊料金や宿泊の形態により大きく変わるものではなく、税の公平性の観点から免税点を設けないこととしています。

Q10 函館市民も課税されるのですか。

A10

宿泊税は、宿泊者の宿泊行為に対し課税するものであるため、税の公平性の観点から、函館市民であっても宿泊税の負担をお願いしています。

Q11 宿泊税はどのようにして支払うのですか。

A11

宿泊された宿泊施設へお支払いください。ただし、予約サイトや旅行業者への支払額に含まれている場合があります。

2 課税対象について

Q 1 幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか。
A 1 宿泊税は、年齢にかかわらず、宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方に課税されるため、幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合は、宿泊税の課税対象です。 ただし、宿泊料金がかからない場合（添い寝の場合など）は、宿泊税は課税されません。
Q 2 個人で民泊を営んでいる者ですが、民泊で宿泊される方も課税対象ですか。
A 2 宿泊税は、旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業もしくは簡易宿所営業に係る施設または住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅において、宿泊料金を受けて宿泊する宿泊者が納税義務者となりますので、民泊も課税対象となります。
Q 3 長期滞在の場合でも課税対象となりますか。
A 3 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが、当該宿泊が賃貸借契約に基づく利用行為で、旅館業法の許可を必要としない場合は、宿泊税は課税されません。 【参考：旅館業法の許可が必要な宿泊（次の4項目全てに該当するもの）】 ① 宿泊料を徴収している（名称は問わない） ② 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている） ③ 継続反復性がある（宿泊募集を継続的に行っている） ④ 生活の本拠でない（使用期間が1か月未満、または1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）
Q 4 観光目的でない宿泊でも課税対象となりますか。
A 4 旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、その宿泊目的に関わらず、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。
Q 5 宿泊料金が発生しない場合でも、宿泊税はかかりますか。
A 5 宿泊料金が発生しない場合は、宿泊税はかかりません。 ただし、宿泊事業者以外の第三者（宿泊予約サイトのポイント付与、補助金・助成金）からの支払いによる割引により宿泊料金が無料になる場合は、割引前の金額を宿泊料金とし、宿泊税額を算出してください。 なお、宿泊施設の経営者自らのサービスにより宿泊料金が無料になる場合は、宿泊税はかかりません。

【例1】（いわゆる「第三者割引」の場合）

宿泊料金（1泊）30,000円の施設に、予約サイトのポイント20,000ポイントを使用し、10,000円の支払いをして宿泊する場合

予約サイトのポイントによる割引前の金額30,000円の宿泊料金に対し、400円（市税200円、道税200円）の宿泊税を徴収する。

【例2】（いわゆる旅館・ホテルの「自社割引」の場合）

宿泊料金（1泊）30,000円の施設に、自社発行20,000ポイントを使用し、10,000円の支払いをして宿泊する場合

自社発行ポイントによる割引後の金額10,000円の宿泊料金に対し、200円（市税100円、道税100円）の宿泊税を徴収する。

Q6 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）は課税対象ですか。

A6

宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が発生している場合は、課税対象となります。

宿泊契約ではない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で、料金を課している場合は対象となります。

Q7 自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。

A7

宿泊の対価として費用を徴収していない場合は課税されませんが、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当し、許可を受けた施設であれば、宿泊税の対象となります。

Q8 休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。

A8

いわゆるラブホテル等において、その利用が宿泊契約として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となりますが、休憩契約等の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用（その休憩契約等による利用に連続した延長利用の時間を含む。）があった場合は、宿泊とみなしますので、課税対象となります。

Q9 部屋ごとに料金を徴収していますが、どのようにして徴収したらよいですか。

A9

宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が発生している場合は、課税対象となります。

1室を単位として料金を設定している場合でも、人数分の宿泊税が課税されますので、何人宿泊しているかを実際に把握していただく必要があります。

Q10 延長料金がかかる場合は、どのような取扱いとなりますか。

A10

延長料金を宿泊料金として徴収する場合は、当初、いただいている宿泊料金との合算額を1泊の宿泊料金として計算し、宿泊税を徴収してください。

なお、宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴する場合は、当該延長料金を宿泊料金に含めずに計算し、宿泊税を徴収してください。

Q11 1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金はどのようにしますか。

A11

1室での料金設定など、1人当たりの宿泊料金が不明であり、宿泊者ごとに宿泊料金を分離できない場合は、1室1日当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。

【例1】

宿泊料金（1室1泊）80,000円の部屋に、4人で1泊する場合

$80,000円 \div 4人 = 20,000円 \cdots$ 1人当たりの宿泊料金

そのため、宿泊税は400円（市税200円、道税200円） $\times 4人 = 1,600円$ を徴収することとなります。

【例2】

宿泊料金（1室6泊7日）180,000円の部屋を、2人で利用する場合

$180,000円 \div 6日 \div 2人 = 15,000円 \cdots$ 1人1泊当たりの宿泊料金

そのため、宿泊税は200円（市税100円、道税100円） $\times 6日 \times 2人 = 2,400円$ を徴収することとなります。

Q12 シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか。

A12

低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。

ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

Q13 公営施設も課税対象ですか。また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象ですか。

A13

ユースホステル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的に関わらず、旅館業法の許可等を必要とする施設であれば、課税対象となります。宿泊者は行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、広くご負担をお願いしています。

なお、宿泊施設により宿泊料金が免除されている場合は、宿泊料金が発生していませんので、課税されません。

Q14 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たり宿泊税が課されますか。

A14

旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式のテントをお客様が設置する場合等、旅館業法に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。

ただし、固定式のテントやバンガロー等、事業者が設けた施設で宿泊する場合は、旅館業法に該当するため宿泊税が課税されます。

なお、バンガロー等、料金が施設や区画ごとに設定されていても、宿泊される人数に応じて支払うことになります。

Q15 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児、幼児にも宿泊税は課税されますか。

A15

1棟あたりの宿泊料金が設定されているため、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、乳児、幼児も宿泊料金を支払っていると考えられるため、課税対象となります。このため、1棟1泊当たりの宿泊料金の総額を、乳児、幼児を含めた宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とみなすこととなります。

Q16 カプセルホテルも課税対象ですか。

A16

旅館業法の許可を受けた宿泊施設であれば、課税対象となります。

Q17 ビジネスホテルの駐車場の一角でRVパークを運営していますが、宿泊税は課税されますか。

A17

旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、宿泊者自らが宿泊する車両を駐車するためのスペースを提供する施設であるRVパーク等、旅館業に該当しないものであれば、宿泊税の課税対象とはなりません。

Q18 宿泊料金には何が含まれますか。

A18

宿泊税における宿泊料金とは、いわゆる素泊まり料金とそれにかかるサービス料等のことをい、食事代や消費税等は含みません。

【宿泊料金に含まれるもの】

宿泊の利用行為に係る対価または負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・ 清掃代、寝具代、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 等

【宿泊料金に含まれないもの】

- ・ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興に係る金額
- ・ 会議室の使用、休憩およびこれに類する利用行為に係る金額
- ・ 消費税、地方消費税、入湯税、宿泊税等の租税
- ・ 自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等
- ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

Q19 無料の食事が付いている場合、宿泊料金はようになりますか。

A19

無料で食事等が提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

Q20 食事料金を設定していない場合の宿泊料金はようになりますか。

A20

宿泊料金と食事料金が一体となった料金設定で、分離が難しい場合は、事業者が把握している料金内訳や実情を踏まえ、支払額の一定割合を食事料金（相当額）とするなどして算出してください。

Q21 宿泊料としてではなく、施設利用料や入館料として料金を徴収している場合、宿泊税の課税対象となりますか。

A21

名称の如何に関わらず、宿泊の対価として料金を徴収している場合は課税対象となります。

Q22 避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。

A22

災害により旅館業法の許可を受けている宿泊施設を避難所として開設した場合などで、宿泊者から宿泊料金を徴していない場合は課税されません。

Q23 連泊の場合も課税されるのですか。

A23

連泊された場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。

Q24 連泊割引における宿泊料金の考え方はようになりますか。

A24

連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。

連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

【例1】宿泊日ごとの割引率が明確な場合

	割引	宿泊料金	宿泊税
1泊目	なし	50,000円	1,000円（市税500円，道税500円）
2泊目	△10%	45,000円	400円（市税200円，道税200円）
3泊目	△20%	40,000円	400円（市税200円，道税200円）
4泊目	△50%	25,000円	400円（市税200円，道税200円）

【例2】連泊期間を一括して割引している場合

	割引	宿泊料金	宿泊税
1泊目	△10%	90,000円	1,200円（市税600円，道税600円）
2泊目		※割引前	
3泊目		100,000円	
1泊当たり		30,000円	400円（市税200円，道税200円）

Q25 企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか。

A25

企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの宿泊料金によります。

手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金によりますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から除いている場合は、これを除外する前の金額とします。ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取り扱って差し支えありません。

Q26 宿泊予約サイトに支払う手数料は宿泊料金に含まれますか。

A26

宿泊施設が宿泊予約サイトに支払う手数料は、宿泊料金に含めて取り扱います。ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取り扱って差し支えありません。

Q27 利用客室の変更（アップグレード）があった場合の宿泊料金はどうなりますか。

A27

客室変更（アップグレード）により追加料金を徴した場合は、変更前の宿泊料金に当該追加料金を含めて宿泊料金とします。

Q28 マンスリーマンションやウィークリーマンションは課税対象となりますか。

A28

短期間滞在する人をターゲットとしたいいわゆるマンスリーマンション等についても、旅館業法の許可を受けて営業している場合は、宿泊税の課税対象となります。この場合の月単位、週単位等の利用による宿泊料金、その期間における宿泊料金の総額を日数で除して得た金額を1泊分の宿泊料金とします。

Q29 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も課税対象となりますか。

A29

無料低額宿泊所については、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業に該当しないため、課税対象ではありません。

Q30 キャンセル料の取扱いを教えてください。

A30

キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されませんが、契約上、「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。

Q31 ホールドルーム等、実際の宿泊を伴わない利用のケースはどうなりますか。

A31

いわゆるホールドルーム、キープルーム等、実際の宿泊を伴わない利用行為であっても、宿泊施設が宿泊料金を徴収するなど宿泊行為として取り扱っている場合は課税対象となる宿泊となります。この場合の宿泊者数は、宿泊施設が把握する人数とします。

【例】定員4名の部屋を3日間確保した場合

	宿泊者数	部屋代	宿泊税の計算方法
1日目	4人	70,000円	(宿泊料金) 70,000円 ÷ 4人 = 17,500円 (宿泊税) 200円 (市税100円, 道税100円) × 4人 = 800円
2日目	0人	70,000円	(宿泊料金) 宿泊者が0人なので0円
3日目	2人	70,000円	(宿泊料金) 70,000円 ÷ 2人 = 35,000円 (宿泊税) 400円 (市税200円, 道税200円) × 2人 = 800円
合計			800円 + 800円 = 1,600円

Q32 インターネットカフェも課税対象となりますか。

A32

旅館業法の許可を受けて営業している場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q33 農村民泊は課税対象となりますか。

A33

住宅宿泊事業法の届出を行い、宿泊の対価がその料金に含まれている場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q34 子ども向けに布団の貸出をしています。幼児料金として布団の貸出料金を掲載していますが、課税対象となりますか。

A34

布団の貸出は寝具使用料に該当しますので、課税対象となります。

Q35 添寝の子どもについては、宿泊料金は徴収していませんが、入館料を徴収しています。宿泊税の対象となりますか。なお、入館料は、子どもが宿泊する場合のみ発生します。

A35

当該入館料が、寝具使用料や入浴代などの利用行為の対価としていただくものであれば、課税対象となります。

Q36 ペット（犬や猫）の宿泊は課税対象となりますか。

A36

基本的な考えとして宿泊者ではないので宿泊料金に含まれませんが、宿泊に係る清掃代やサービス料として宿泊施設が取り扱う場合は、宿泊料金に含んでいただくこととなります。

Q37 外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか。

A37

宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。（具体的な取扱いについては、「外貨建て取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じて算定します。）

3 課税免除について

Q1 修学旅行その他学校行事等は課税対象ですか。

A1

函館市および北海道では、修学旅行その他学校行事等の一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から宿泊税を課税しないこととしています。

【課税が免除となる修学旅行その他学校行事等】

修学旅行その他学校行事等であり、学習指導要領に定める全校または学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準ずるもの

【対象となる方】

下記の施設（以下「学校・保育所等」という。）に通う満3歳以上の幼児，児童，生徒または学生（以下「生徒等」という。）およびその引率者

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）	小学校	中学校
義務教育学校	高等学校	中等教育学校
特別支援学校	高等専門学校	幼保連携型認定こども園
保育所（保育所型認定こども園を含む）		
家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設または認可外保育施設（地方裁量型認定こども園を含む）		

《課税免除の対象・対象外の例》

対象	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行その他学校行事等に参加している生徒等 ・ 生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者 ・ 心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行業者の添乗員，カメラマン等

宿泊税を免除するためには、学校・保育所等の長から「修学旅行等であることの証明書」の提出を受ける必要があります。当該証明書については、函館市ホームページに掲載している見本の様式のほか、学校・保育所等が作成する任意の様式の場合でも、記載内容をご確認いただき、提出を受けてください。

【函館市ホームページ（宿泊税の課税免除）】

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025122500045/>

なお、この証明書については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿と共に保存してください。宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。

Q 2 スポーツ大会または文化大会は課税対象ですか。

A 2

函館市では、スポーツ大会または文化大会（以下「各種大会」という。）への参加に伴う宿泊のうち一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から函館市宿泊税を課税しないこととしています。

北海道宿泊税は課税されますのでご注意ください。

【対象となる方】

学校・保育所等に通う生徒等およびその引率者

【課税が免除となる各種大会】

学校・保育所等（※1）の部活動等で、各種大会（※2）に参加する場合があります。

※1 次の全ての要件を満たす部活動等が対象となります。

- ・ 学校・保育所等の長が設立を承認した団体であること
- ・ 学校・保育所等の職員が顧問として置かれていること
- ・ 学校・保育所等が年度ごとに作成する当該学校・保育所等の長があらかじめ承認した教育（保育）活動に関する計画に基づき実施する活動であること
- ・ 学校・保育所等の職員が引率すること

※2 次の団体または加盟団体（当該団体の傘下にある団体を含む）が開催する各種大会が対

象となります。

(公財) 日本スポーツ協会, (公財) 全国高等学校体育連盟, (公財) 日本中学校体育連盟,
(公財) 日本高等学校野球連盟, (公社) 全国高等学校文化連盟, 全国中学校文化連盟,
(一社) 全日本吹奏楽連盟 等

《課税免除の対象・対象外の例》

対象	対象外
・部員, 監督, コーチ, マネージャー, スコアラー等	・応援のための生徒等(部員以外), 応援のための保護者, 審判等

宿泊税を免除するためには, 学校・保育所等の長から「修学旅行等であることの証明書」の提出を受ける必要があります。当該証明書については, 函館市ホームページに掲載している見本の様式のほか, 学校・保育所等が作成する任意の様式の場合でも, 記載内容をご確認いただき, 提出を受けてください。

【函館市ホームページ(宿泊税の課税免除)】

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025122500045/>

なお, この証明書については, 特別徴収義務者において宿泊税の帳簿と共に保存してください。宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。

Q 3 修学旅行その他学校行事等およびスポーツ大会等の引率者は課税対象ですか。

A 3

生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者や, 心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等は課税免除となります。なお, 旅行業者の添乗員やカメラマン等は課税免除となりません。

Q 4 修学旅行その他学校行事等およびスポーツ大会等について, 学校・保育所等から「修学旅行等であることの証明書」の提出がないと課税免除とはならないのですか。

A 4

宿泊税を免除するためには, 学校・保育所等の長から「修学旅行等であることの証明書」の提出を受ける必要があります。当該証明書については, 函館市ホームページに掲載している見本の様式のほか, 学校・保育所等が作成する任意の様式の場合でも, 記載内容をご確認いただき, 提出を受けてください。

【函館市ホームページ(宿泊税の課税免除)】

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025122500045/>

なお, この証明書については, 特別徴収義務者において宿泊税の帳簿と共に保存してください。宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。

Q 5 修学旅行その他学校行事等およびスポーツ大会等の事前準備(下見)は課税免除となりますか。

A 5

修学旅行その他学校行事等およびスポーツ大会等の事前準備（下見）については、生徒等が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことから、課税免除の対象とはなりません。

Q 6 部活の合宿で宿泊する生徒等は、課税免除の対象ですか。

A 6

部活の合宿は、課税免除の対象ではありません。

Q 7 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は課税免除となりますか。

A 7

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税が免除されます。なお、具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

- ・ 課税が免除される施設
消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設
- ・ 課税が免除される外国大使等
消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

4 宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者）向け

Q 1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。

A 1

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、宿泊施設に関して旅館業法の許可を受けた方および住宅宿泊事業法の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）です。

ただし、全面的に経営を委託している場合など、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定する場合がありますので、函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当（TEL 0138-21-3002）にご相談ください。

Q 2 特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。

A 2

宿泊者から宿泊税を徴収し函館市に申告納入していただくほか、帳簿や書類の記載、保存を行っていただく必要があります。

Q 3 保存すべき帳簿や書類はどういったものですか。

A 3

函館市では、納入申告書と月計表の内容が確認できるように、特別徴収義務者の方が帳簿へ記載すべき事項、作成すべき書類等について、次のとおり定めています。

- ・ 帳簿（5年間保存）

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数および宿泊税の課税対象となる宿泊者数ならびに宿泊税額の記載があるもの

（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、クーポン取扱帳など）

- ・ 書類（2年間保存）

宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数および宿泊税額が記載されているもの

（例：契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、会計票、領収証、利用明細書、請求書など、帳簿の記載内容を裏付ける資料）

なお、帳簿、書類の保存義務等違反については、罰則（1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金）が設けられておりますので、ご注意ください。

Q4 現在、宿泊施設を経営しており、新たに別の宿泊施設の経営も始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。

A4

以下の手続きが必要になります。（手続きは宿泊施設ごとに行ってください。）

【課税開始日（令和8年4月1日）時点ですでに経営を開始している宿泊施設】

1. 宿泊税特別徴収義務者登録申請書を課税開始日（令和8年4月1日）の5日前までに函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当に提出する。
2. 宿泊者から宿泊税を徴収する。
3. 徴収した宿泊税について申告納入期限までに函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当に宿泊税納入申告書を提出し、宿泊税納入書により金融機関窓口等で宿泊税を納入する。

【課税開始日（令和8年4月1日）以後に新たに経営を開始する宿泊施設】

1. 宿泊税特別徴収義務者登録申請書を経営を開始しようとする日の5日前までに函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当に提出する。
2. 宿泊者から宿泊税を徴収する。
3. 徴収した宿泊税について申告納入期限までに函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当に宿泊税納入申告書を提出し、宿泊税納入書により金融機関窓口等で宿泊税を納入する。

なお、初めて宿泊施設の経営を始める方につきましても、上記のいずれかの手続きが必要とな

ります。

ご不明な点は、函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当
(TEL 0 1 3 8 - 2 1 - 3 0 0 2)にご相談ください。

Q 5 旅館業法の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうしたらよいですか。

A 5

宿泊事業者が特別徴収義務者になりますが、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の申告納入に責任を持つ方を函館市が特別徴収義務者として個別に指定することがあります。詳しくは、函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当 (TEL 0 1 3 8 - 2 1 - 3 0 0 2)にご相談ください。

Q 6 旅館業（住宅宿泊事業）をやめようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 6

経営を廃止する際は、廃止の日から10日以内に宿泊税経営廃止届出書で届出を行ってください。

※ 別途、旅館業法または住宅宿泊事業法上の廃止（停止）届の提出も必要になります。

Q 7 宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。

A 7

函館市のホームページから各種様式をダウンロードできます。

【函館市ホームページ（宿泊税の手続き）】

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025092900050/>

Q 8 各種申請書等はどこに提出すれば良いですか。

A 8

下記の担当に提出してください。

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当 TEL 0 1 3 8 - 2 1 - 3 0 0 2

Q 9 宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。

A 9

函館市では、特別徴収義務者の申告事務の負担を軽減する観点から、毎月の申告納入によらず、3か月分をまとめて申告納入する制度としています。特別徴収義務者の方は、申告納入期限までに、申告対象期間分の宿泊税額について宿泊税納入申告書を提出し、納入してください（申告納入期限が土曜日、日曜または祝日等の休日に当たる場合は、その次の平日が申告納入期限となります。）。宿泊税納入申告書については、函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当まで提出してください。また、徴収した宿泊税は申告納入期限までに、宿泊税納入書によりお近くの金融機関等で納入してください。

徴収すべき期間	申告納入期限
3月1日から5月31日まで	その年の6月30日
6月1日から8月31日まで	その年の9月30日
9月1日から11月30日まで	その年の翌年の1月4日
12月1日からその年の翌年の2月末日まで	その年の翌年の3月31日

Q10 宿泊がない月でも申告が必要ですか。

A10

宿泊行為がない月は宿泊料金の受領もないため、納入していただく必要はありませんが、適正かつ公平な課税を行うためには、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので、申告すべき税額が0円の場合も、0円と記載した宿泊税納入申告書の提出をお願いします。

Q11 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。

A11

宿泊税の納入については、お手数ですが、納入書によりお近くの金融機関または函館市の窓口で納入してください。

また、eLTAXにより金融機関等に行かなくても納入いただけます。

詳細につきましては、宿泊税に係る電子申告等の操作方法をまとめた「函館市宿泊税電子申告の手引き」を函館市のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

【函館市のホームページ（宿泊税の手続き）】

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025092900050/>

Q12 北海道と函館市にそれぞれ納入する必要があるのでしょうか。

A12

函館市内に所在する宿泊施設については、地方税法の規定に基づき、北海道分も函館市が一括して課税と徴収を行いますので、北海道と函館市それぞれに納入していただく必要はありません。

※ 特別徴収義務者の登録申請についても、函館市に対して行ってください。（北海道への手続きは不要です。）

Q13 電子申告は可能ですか。

A13

宿泊税の電子申告は、eLTAXからご利用いただけます。

詳細につきましては、宿泊税に係る電子申告等の操作方法をまとめた「函館市宿泊税電子申告の手引き」を函館市のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

【函館市のホームページ（宿泊税の手続き）】

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025092900050/>

<p>Q14 宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えてください。</p>
<p>A14</p> <p>地方税法上、納税義務者（宿泊者）が納税しなかった（宿泊税を支払わなかった）場合は、特別徴収義務者（宿泊事業者）が、函館市に納入したうえで、納税拒否をした納税義務者（宿泊者）に、宿泊税に相当する金額を求償することになります。（地方税法第 733 条の15第 3 項）</p> <p>このような場合は、宿泊者に制度が行き届いていないことが一因と考えられますので、函館市としましても広報により周知を行ってまいります。宿泊事業者におかれましても、宿泊者に対する周知にご協力いただきますようお願いします。</p>
<p>Q15 宿泊者から徴収する方法について教えてください。</p>
<p>A15</p> <p>徴収方法については定めておりませんので、事前決済の際に宿泊料金とあわせて徴収する、現地で徴収する等、特別徴収義務者が宿泊税を徴収しやすい方法を選択していただけます。</p>
<p>Q16 旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。</p>
<p>A16</p> <p>函館市宿泊税条例において、旅館業等を経営されている方を特別徴収義務者と定めておりますので、旅行代理店等から直接一括して函館市に申告納入していただくことはできません。</p>
<p>Q17 宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。</p>
<p>A17</p> <p>領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。</p> <p>宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税相当額分も消費税等の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。税の名称表示は日本語表記で「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」で統一してください。なお、宿泊税の名称とその額は手書きしていただいても結構です。</p>
<p>Q18 収入印紙について、宿泊税の金額は除いた額で貼っていいですか。</p>
<p>A18</p> <p>印紙税の考え方については、国税庁のホームページや税務署においてご確認ください。</p>
<p>Q19 会計システム上、1人で利用しても領収書に一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。</p>
<p>A19</p> <p>帳簿等をつけていただくことになるので、そこにおいて実際の宿泊人数を管理していただくこととなります。ただし、領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。（宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税相当額分も消費税の課税対象となります。）</p>

<p>Q20 宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。事業者が説明するときに使えるような広報物はありますか。</p>
<p>A20</p> <p>宿泊税の周知につきましては、課税開始日が決まりましたら、各宿泊施設のホームページやオンラインなどで予約を受け付ける際に、宿泊税が課税になることを周知いただくよう宿泊事業者へ依頼するほか、函館市のホームページや函館市公式観光サイト「はこぶら」における情報発信、主要交通拠点へのポスター掲示により幅広く周知・広報するなど、宿泊税の周知を徹底してまいります。</p> <p>広報物につきましては、課税開始日までに宿泊者へ宿泊税の概要を説明するポスターやチラシを作成し、各宿泊施設に配付いたしますので、そちらをご活用ください。</p>
<p>Q21 外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。</p>
<p>A21</p> <p>多言語に対応したリーフレットを作成し、各宿泊施設に配付いたしますので、当該リーフレットを使って宿泊税が課税される旨のご説明をお願いいたします。</p>
<p>Q22 宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。</p>
<p>A22</p> <p>宿泊者が宿泊税をクレジットカードで支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者にご負担をお願いします。</p>
<p>Q23 民泊を経営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。</p>
<p>A23</p> <p>所得の申告方法につきましては、国税庁のホームページや最寄りの税務署にお尋ねください。</p>
<p>Q24 申告や納入が遅れたらどうなりますか。</p>
<p>A24</p> <p>申告の遅れに対しては不申告加算金、納入の遅れに対しては延滞金がかかる場合がありますので、ご注意ください。</p>
<p>Q25 郵便等を利用して納入申告書を提出し、担当部局（函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当）への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。</p>
<p>A25</p> <p>原則として、担当部局（函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当）に届いた日が申告日となりますが、郵便局（郵便官署）の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。なお、申告書等は信書に該当するため、信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等は利用できません。</p>
<p>Q26 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となるのか。</p>

A26

宿泊税については、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為のあった日が属する月に計上していただくこととなるので、チェックインの日付を基準としてください。月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日宿泊分を4月分に、5月1日宿泊分を5月分に、というように分けて計上してください。

Q27 売り掛けの場合の宿泊税の申告納入は、どうすれば良いですか。

A27

宿泊があった月に計上して申告納入するよう、お願いします。

Q28 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金がありますか。

A28

函館市では特別徴収義務者に対して、前年度に申告納入していただいた函館市宿泊税（4月～翌年3月申告納入分）のうち、申告納入期限までに申告納入された函館市宿泊税額の5%（令和13年度交付分までは6%）を交付する予定です。

Q29 特別徴収義務者交付金相当額を差し引いて申告納入してはダメですか。

A29

特別徴収義務者交付金は、宿泊税の特別徴収事務の特殊性に鑑み、申告納入制度の円滑な運営に資するため、特別徴収義務者が申告納入期限までに納入した額に一定割合を乗じた額を毎年度の予算の範囲内において交付する予定であり、交付対象であることの確認等が必要なため、差し引いて申告納入することはできません。

Q30 同じ敷地（建物）で複数の施設（部屋）を民泊施設として届け出ていますが、施設（部屋）毎の登録申請や申告が必要ですか。

A30

住宅宿泊事業法の届出をした宿泊施設については、同一敷地（建物）内で複数の施設（部屋）を経営している場合や、経理上区分できない場合には、複数の施設（部屋）をまとめて提出できる場合がありますので、函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当（TEL 013 8-21-3002）までご相談ください。

5 旅行業関係者の方向け

Q 1 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者になっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

A 1

旅行業者が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできますが、宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者とホテル、旅館等との間で取り決めをしていただくこととなります。なお、旅行業者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記するようお願いいたします。

問 合 せ 先

函館市財務部税務室市民税担当法人・諸税部門 宿泊税担当

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL 0138-21-3002

E-mail shozei1@city.hakodate.hokkaido.jp